

水經

(11)

(11)

(11)

(11)

(11)

水經

(11)

(11)

伊達氏第廿世奥州探題從四位下左京大夫

種宗君所定眞物抜寫 君ハ永祿六年六月十九日
辛酉年七十八



天文二年沖返老之人連判眞物と捉也

包紙

草紙表題

捉

花方之控之事

- 一 絹布之類名目盡書して之を何れも十二行に成
如流り質物ありては必ずしもおめては子孫に伝へ
て其具食病く類名目三分一は十二行に成り
- 一 鼠喰之事盡わりの控ありて
- 一 惣に物傍事無て大禁制之事
- 一 ぬりりわりの事は必ずしもおめては子孫に伝へ
- 一 其物名目代一は三分一は十二行に成り
- 一 陸儀物名目代一は三分一は十二行に成り
- 一 手札の事は必ずしもおめては子孫に伝へ

一 手札として黄玉を寄附但しその人の口合は

らるゝと云ふ事

一 金出事成程蔵に物更なる為頭を盡し去るゝ為

換但換と云ふ事と他を任職し方以中法事

玉より方々毎傍之事

一 所々へ行くに儀々々を盡さるゝ際々々々

ト云ふ事あり山堂成るゝと佛成殿事

一 日美のり質々々を信々々々々事

一 五十年のり志是役を致お勤事

一 絹布志ありのり重物と云ふ事

右條々々名遠に於山堂々々々々々々々々々々

交遊神々々々々々々々々々々々

金澤津屋傳村

未解

牧野紀伊守

東林

金澤津守傳村

宗嗣

牧野紀伴守

宗仲

同安藤守

宗綱

中野之隆守

親村

徳田伴守

宗重

高塚近江守

伴總

天保貳年三月十二日

坂田守右衛門尉

一平判... (vertical text)

件... (vertical text)

蘇宗... (vertical text)

年... (vertical text)

外... (vertical text)

... (vertical text)

伊達氏第十四世奥州探題... (vertical text)

植宗君所定質物... (vertical text)

包紙

天文二年御家老六人連判質物之掟也

掟之事



藏方之掟之事

一縮布之類者見當半分仁可取何家十二ツキヲ

カキリ質之物ナカヌマシキ三才丹テハ子錢可送之事

一武器金物之類者見當三分一可取十二ツキカキリ

一藏喰之事置ヌシノ損ナルヘシ

- 一 質之物借事堅可為禁制之事
- 一 兩モリカ、ラハ子錢不可取之事
- 一 失物者取代（ハイニテ）可致返并事
- 一 雖偷物取咎（ニナルマシキ事）
- 一 手札ウセハ質不可為請但所ニオ平テ口合之儀有之者可為請申事
- 一 就火事賊難藏主之損大為露顯者置主（案）可為損但損亡至ニ無（支）證者從藏主之方以本錢半分置手之方（可并償之事）
- 一 ツ、モクセ之儀有之者藏方之誤有問敷也

申カケタル輩ヲ可有御成敗事

一 日暮候而質之取請不可有之事

一 五ヶ年過候者藏役可被相動之事

一 縮布者五文子金物者可為六文子之事

右條之旨違犯之輩有之者堅可被處罪科候仍被定法如件

金澤彈正左衛門尉

宗朝 華押

牧野 純伊守

景仲 華押

天文貳拾三月十三日

同 安藝守

宗興 華押

中野 上野守

親時 華押

濱田 伊豆守

宗景 華押

富塚 近江守

仲綱 華押

坂内八郎右衛門尉殿

原書ノ寫ハ文字乱草、通覽ニ不便ナルヲ以テ、

茲ニ指書シテ一目瞭然タラシム

仙臺第五号(明治三十二年七月一日仙臺市警署醒

社発行)温故知新ノ部ニ作並清亮ノ寄贈ニ

係ル此寫ヲ掲載シ又之ニ關スル同氏ノ所感ヲ

モ併載セリ茲ニ此由ヲ記ルシテ後日参照ノ便

ニ供セントス

明治三十二年十月二十日

伊達邦宗識

